

北九州市障害者支援計画

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度

～生活を楽しみ、自分らしく生きるために～



北九州市

障害があっても一人の市民として、自分らしく生活

できる地域社会の実現をめざして

～生活を楽しみ、自分らしく生きるために～



我が国では、国連において採択された「障害者権利条約」を平成26年に批准し、平成28年に障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行されるなど、障害福祉向上のための法制度が整備されてきました。

加えて、昨今では、障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的とする「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が令和4年に施行され、また、「障害者差別解消法」が一部改正され事業者における合理的配慮提供の義務化等が令和6年4月から始まります。

このような中、北九州市では、これまでの取組みを踏まえつつ、令和6年度からの6年間における基本方針や施策の方向性をまとめた、「北九州市障害者支援計画（令和6年度～令和11年度）」（以下「支援計画」）を策定しました。

北九市の新ビジョン（「北九州市基本構想・基本計画」）の分野別計画となる、この支援計画では、新ビジョンが目指す都市像『つながりと情熱と技術で、「一歩先の価値観」を体現するグローバル挑戦都市』や3つの重点戦略を反映したものとしています。具体的には、誰もが活躍できる「稼げるまち」、それぞれが望む生活や夢の実現に向けて一歩先に進むことや自分らしさを大切にできる多様な選択肢がある「彩りあるまち」、誰もが人ととのつながりの中でお互いを尊重しあい温かく支えあう「安らぐまち」の実現を目指しています。

支援計画では、基本理念を「障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重しあいながら、安心して生き生きと暮らすことができる共生のまちづくり」と定めるとともに、より一層生活の質の向上に繋げていくため、今回新たに、「生活を楽しみ、自分らしく生きるために」というスローガンを設定しました。

今後、地域や事業者、市民の皆様との十分な連携のもと、支援計画に掲げる「人権の尊重と共生社会の実現」、「安心して暮らすための支援体制の整備」や「豊かな社会生活と自立の支援」の三つの基本目標の達成に向け、関連する様々な施策に取り組んでまいります。引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、支援計画の策定に当たり、多くの貴重なご意見やご提案をいただいた「北九州市障害者施策推進協議会」の委員の皆様を始め、「北九州市障害者自立支援協議会」などの各協議会や障害者団体、障害のある方やそのご家族の皆様に深く感謝を申し上げます。

令和6年3月

北九州市長 武内和久

目 次

【 総 論 】

第1章 計画の基本的な考え方	2
1 計画策定の趣旨	2
(1)これまでの北九州市の取組	2
(2)国の動き	3
2 計画の位置づけ	8
(1)3つの法定計画を包含した計画	8
(2)北九州市基本構想・基本計画の分野別計画	9
(3)前期計画における取組の成果と課題を踏まえた計画	10
(4)実態調査の結果や幅広い意見、提案等を踏まえた計画	10
(5)本計画が目指す SDGs	10
(6)「Well-being」(生活満足度)の向上に向けて	10
3 計画の概要	11
(1)計画の期間	11
(2)計画の対象	11
(3)計画の体系(全体概要)	13
第2章 北九州市の現状	15
1 障害のある人の数	15
(1)概要	15
(2)障害種別の状況	16
2 障害のある人を取り巻く状況	19
(1)暮らしの状況	19
(2)日中活動と就労、社会参加	25
(3)支援体制と障害福祉サービス	29
(4)地域生活と防災、人権	38
(5)市政への要望、意見	41

目 次

【 北九州市障害者計画 】

第3章 北九州市障害者計画の概要	44
1 計画の基本理念	44
(1) 基本的な考え方	44
(2) 国の障害者基本計画(第5次)のポイント	45
(3) 基本理念	45
2 計画の推進に向け考慮すべき社会情勢の変化	46
3 すべての施策に共通する横断的視点	46
4 計画の基本目標	49
5 計画の体系	50
第4章 具体的な取組	51
1 基本目標と施策の分野	51
2 基本的な施策	53
【基本目標Ⅰ 人権の尊重と共生社会の実現】	
分野 1 差別の解消、権利擁護の推進と障害のある人に対する理解の促進 及び虐待の防止	53
分野 2 情報アクセシビリティの向上(意思疎通支援の充実)	62
分野 3 生活環境の整備(障害のある人に配慮したまちづくり)	67
分野 4 安全・安心の実現(防災・防犯、消費者保護)	73
【基本目標Ⅱ 安心して暮らすための支援体制の整備】	
分野 5 自立した生活の支援や意思決定支援の推進 (地域包括ケアシステムの構築)	78
分野 6 保健・医療の推進	90
【基本目標Ⅲ 豊かな社会生活と自立の支援】	
分野 7 教育の振興(インクルーシブ教育システムの推進)	96
分野 8 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進	104
分野 9 文化芸術活動・スポーツ等の振興	110

目 次

【 第7期北九州市障害福祉計画及び第3期北九州市障害児福祉計画 】

第5章 北九州市障害福祉計画及び北九州市障害児福祉計画の概要	116
1 計画の基本理念	116
(1) 基本的な考え方	116
(2) 国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画のポイント	117
2 第6期北九州市障害福祉計画・第2期北九州市障害児福祉計画の進捗状況	120
3 計画で定める項目	141
第6章 成果目標及び活動指標等	148
1 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	148
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	148
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	150
(3) 地域生活支援の充実	151
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	152
(5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等	155
(6) 相談支援体制の充実・強化等	158
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	160
(8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化	161
2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み	162
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	162
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	174
(3) 地域生活支援の充実	177
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	179
(5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等	184
(6) 相談支援体制の充実・強化等	188
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	193
(8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化	194

目 次

3 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	198
(1) 北九州市が実施する事業の内容	198
(2) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各年度の見込量の確保の方策	199

【 資 料 】

資料 1 北九州市障害福祉施策推進協議会委員名簿	214
資料 2 「北九州市障害者支援計画」策定の経緯	215
資料 3 令和 4 (2022) 年度 北九州市障害児・者等実態調査の結果概要	216
資料 4 (次期) 北九州市障害者支援計画【素案】に対する市民意見提出手続の 実施結果について	217
資料 5 各施策に関連する「事業・取組」一覧	218
資料 6 関連法律	264
1 障害者基本法	264
2 障害者総合支援法	264
3 児童福祉法	266
4 その他の法律等	268
資料 7 障害福祉サービス等一覧（活動指標に関するもの）	271
資料 8 用語解説	276